一般庶務報告資料					
	No.	2			
福	祉		部		

平成24年1月18日

身体障害者福祉工場、知的障害者通所授産施設及び知的障害者通勤寮の障害者 自立支援法新体系への移行について

障害福祉課

1 経 緯

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、福祉工場、通所更生施設、 通所授産施設及び通勤寮にあっては、来年度からすべて障害者自立支援法に 基づく新体系の障害福祉サービスに移行するよう定められている。

平成24年4月1日に新体系に移行する施設は、次のとおりである。

なお、これにより、区内の福祉工場、通所更生施設、通所授産施設及び通 勤寮はすべて新体系の障害福祉サービスに移行することになる。

2 新体系移行施設

種別	施設名	現定員	新たなサービス種類	利用 対象者	新定員
身体	葛飾福祉工場	50人	就労移行支援(※1) 就労継続支援A型 (※2) 就労継続支援B型 (※3)	身体知的	6人 40人 14人
知的	鎌倉福祉館	20人	生活介護(※4)	知的	20人
	かがやけ共同作業所	50人	生活介護	知的	55人
	かがやけ第2共同作 業所	55人	就労継続支援B型	知的	60人
	葛飾通勤寮	35人	宿泊型自立訓練(※5)	知的	35人

【参考】

※1 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及 び能力の向上のために必要な訓練を行う通所施設

※2 就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う通所施設。B型が雇用契約を結ばないのに対し、A型は一般の従業員を雇うのと同様に利用者と雇用契約を結び、就労を支援する。

※3 就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う通所施設

※4 生活介護

常に介護を必要とする方に、日中の時間、食事や排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する通所施設

※ 5 宿泊型自立訓練

自立した地域生活を営むことができるよう、居室その他の設備において、一定期間、家事等の日常生活能力を向上するための訓練や日常生活 上の相談を行う施設